

尾張旭市監査公表第12号

令和6年3月1日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、令和6年3月26日付け5税第897号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和6年3月28日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 若杉 たかし

総務部税務課

監査の指摘事項	措置状況
<p>(1) 注意すべきもの</p> <p>ア 標準宅地時点修正業務委託において、完了検査結果通知の事務がされていない。業務委託契約約款では、業務の完了を確認するための検査の結果を契約者に通知することとなっている。</p> <p>イ 申告会場事前予約受付等事務人材派遣業務に係る契約締結伺いが作成されていない。支出負担行為書に契約締結伺いを兼ねる旨が記載されているが、単価契約で、総額が確定せず請求のあったときに支出負担行為を決議するものについては、支出負担行為書で契約締結伺いを兼ねることはできない。</p> <p>ウ 電子申告・国税連携システムASP・APP使用許諾、電子申告・国税連携システム保守委託及び市民税イメージ管理システム機器賃貸借において、随意契約の内容の公表が行われていない。随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額の範囲を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととして</p>	<p>(1) 注意すべきもの</p> <p>ア 業務委託契約約款に基づき、完了検査結果を通知するよう適切に事務を行います。</p> <p>イ 今後執り行う全ての契約事務について、支出負担行為書で契約締結伺いを兼ねることはせず、基本に立ち返り、契約締結伺いの決裁後に支出負担行為の決議を行うこととし、適正な事務を行うとともに確認まで徹底します。</p> <p>ウ 指摘を受けた3件の契約について随意契約の内容の公表を行いました。今後は随意契約ガイドラインに基づく適正な事務を行います。</p>

いる。

(2) 是正改善すべきもの

市民税イメージ管理システム機器等賃貸借に係る契約締結伺いが作成されていない。支出負担行為書に契約締結伺いを兼ねる旨が記載されているが、長期継続契約等で、契約金額の総額における一部の金額について支出負担行為額が決議されるものについては、支出負担行為書で契約締結伺いを兼ねることはできない。

このことは、令和5年1月30日付け4監第55号において注意すべきものとして指摘し、今後は事務を改めるとして通知のあった措置状況と異なっていることから、確実な是正改善を求める。

(2) 是正改善すべきもの

今後執り行う全ての契約事務について、支出負担行為書で契約締結伺いを兼ねることはせず、基本に立ち返り、契約締結伺いの決裁後に支出負担行為の決議を行うこととし、適正な事務を行うとともに確認まで徹底します。